税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称			軽油引取税の課税免除の特例措置の延長 （鉱物の掘採事業を営む者のうち石灰石・鉱物掘採業）
2	対象税目	①	政策評価の対象税目	（軽油引取税：外） （地方税 20 条）
		②	上記以外の税目	―
3	要望区分等の別			【新設・拡充・延長】　【単独・主管・共管】
4	内容			《現行制度の概要》 さく岩機、動力付試すい機並びに鉱物の掘削事業を営む者の事業場内において、専らその掘削、積込み又は運搬のために使用する機械（道路運送車両法第 4 条の規定による登録を受けているものを除く。）の動力源の用途に供する軽油について、1kL につき 15,000 円（15 円/L）の課税を免除する。
				《要望の内容》 適用期限を 3 年間延長する（令和 12 年 3 月 31 日まで）。
				《関係条項》 ・地方税法附則第 12 条の 2 の 7 第 1 項第 5 号 ・地方税法施行令附則第 10 条の 2 の 2 第 9 項
5	担当部局			経済産業省　製造産業局　鉱物課
6	評価実施時期及び分析対象期間			評価実施時期：令和 8 年 8 月 分析対象期間：令和 5 年度～令和 11 年度
7	創設年度及び改正経緯			○昭和 31 年度（創設） 課税免除対象用途は「さく岩機及び動力付試すい機の動力源」 ○昭和 34 年度（拡充） 課税免除対象用途を「さく岩機及び動力付試すい機並びに鉱物の掘採事業を営む者の事業場内においてもっぱら鉱物の掘採及び運搬のために使用されるパワーショベル、ブルドーザー及びダンプカー（道路運送車両法第 4 条の規定による登録を受けているものを除く。）の動力源」に改正 ○昭和 36 年度（拡充） 課税免除対象用途を「さく岩機及び動力付試すい機並びに鉱物（岩石を含む。）の掘採事業を営む者の事業場内においてもっぱら鉱物の掘採及び運搬のために使用されるパワーショベル、ブルドーザーその他これらに類する機械及びダンプカー（道路運送車両法第 4 条の規定による登録を受けているものを除く。）の動力源」に改正 ○昭和 37 年度（拡充） 課税免除対象用途を「さく岩機及び動力付試すい機並びに鉱物（岩石及び砂利を含む。）の掘採事業を営む者の事業場内においてもっぱら鉱物（岩石及び砂利を含む。）の掘採、積込み又は運搬のために使用する機械（道路運送車両法第 4 条の規定による登録を受けているものを除く。）の動力源」に改正 ○昭和 46 年度（拡充） 課税免除対象用途を「さく岩機及び動力付試すい機並びに鉱物の掘採事業を営む者の事業場（砂利を洗浄する場所を含む。）

				内においてもっぱら鉱物の掘採、積込み又は運搬のために使用する機械（道路運送車両法第4条の規定による登録を受けているものを除く。）の動力源」に改正 〇平成21年度　道路特定財源から一般財源へ 課税免除措置を3年間延長 〇平成24年度　課税免除措置を3年間延長 〇平成27年度　課税免除措置を3年間延長 〇平成30年度　課税免除措置を3年間延長 〇令和 3 年度　課税免除措置を3年間延長 〇令和 6 年度　課税免除措置を3年間延長
8	適用又は延長期間			令和9年4月1日～令和12年3月31日(3年間)
9	必要性等	①	政策目的及びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 国土強靭化等の観点から国民生活に不可欠な石灰石等鉱物資源を中長期的に安定的かつ効率的に確保する。
				《政策目的の根拠》 〇経済財政運営と改革の基本方針2026(令和8年7月21日) 第2章3(1)防災・減災・国土強靭化の推進(P20) （令和の国土強靭化対策、防災対策の推進） 激甚化・頻発化する自然災害やインフラ老朽化等の危機から、現在と未来の国民の生命・財産を守り抜き、強い経済を下支えするため、令和の国土強靭化対策を断行する。 「国土強靭化基本計画」が示す基本的方針等を踏まえ、（中略）テクノロジーを駆使してハード・ソフト両面の対策を強化する。 〇国土強靭化基本計画(令和5年7月28日) 第1章4(1)国民の生命と財産を守る防災インフラの整備・管理(P17) 巨大災害リスクの切迫や気候危機の深刻化等、国土や地域の持続性を脅かす危機に備え、国民の生命と財産を守るため、防災インフラの整備・管理を戦略的に推進する。
		②	政策体系における政策目的の位置付け	経済産業省政策評価基本計画(別紙) 6．資源エネルギーの安定的かつ効率的な供給の確保並びに脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進
		③	租税特別措置等により達成しようとする目標	〇国土強靭化等の観点から国民生活に不可欠な石灰石等鉱物資源を中長期的に安定的かつ効率的に確保すること 石灰石等鉱物資源の国内自給率が100%相当で継続的に推移することとし、目標の達成状況を評価する時期は令和11年度とする。
		④	政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与	〇石灰石等掘採事業者の経営安定化のために、コスト負担が低減されること 石灰石等掘採事業者のコスト負担を測るために、軽油引取税の課税免除措置の有無による石灰石等生産量当たりの燃料購入費(円／トン)について評価を行う。

10	有効性等	①	適用数

年度 / 区分	令和5	6	7	8	9	10	11
適用数（鉱山）	266	263	262	262（見込）			
使用量（万kL）	12.9	12.3	11.7	11.1	10.5	9.8	9.2

【算定根拠】
「石灰石等採掘事業者へのヒアリング調査」による。
　適用数は対象となる鉱山数を計上（令和 8 年度以降の対象鉱山数は令和 7 年度と同数を見込む。）。使用量は免税軽油の使用量を計上（令和 7 年度以降の使用量はこれまでの使用実績に基づく推計）。

② 適用額

年度 / 区分	令和5	6	7	8	9	10	11
適用額（億円）	41.4	39.6	37.6	16.6	15.7	14.7	13.8

【算定根拠】
「石灰石等採掘事業者へのヒアリング調査」による。
　上掲の「使用量」に税率（※）を乗じて算出。
※令和 7 年度までは 32.1 円／L、令和 8 年度以降は 15 円／L

③ 減収額

年度 / 区分	令和5	6	7	8	9	10	11
減収額（億円）	41.4	39.6	37.6	16.6	15.7	14.7	13.8

【算定根拠】
「石灰石等採掘事業者へのヒアリング調査」による。
　上掲の「使用量」に税率（※）を乗じて算出。
※令和 7 年度までは 32.1 円／L、令和 8 年度以降は 15 円／L

④ 効果

《政策目的（9①）の達成状況及び租税特別措置等により達成しようとする目標（9③）の実現状況》
　〇石灰石等鉱物資源の安定供給

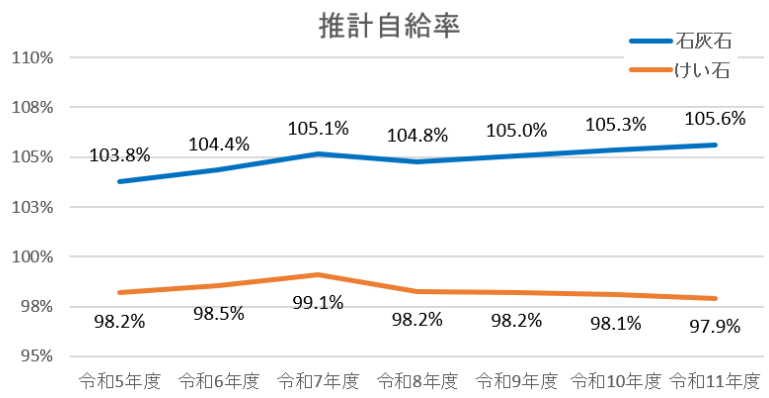

【使用したデータ（文献等の概要又は所在に関する情報を含む）】
　国内において生産量が多く、公的統計（※1）により数値を可視化できる「石灰石」及び「けい石」について、分析対象期間（令和 5 年度～令和 11 年度）における国内自給率（※2）を推計したところ、石灰石については 100%を超える値で推移し、けい石についても 100%に近い値で安定的に推移していた。
　なお、令和 5 年度～令和 7 年度は、公的統計による実績値により算出し、令和 8 年度以降は、実績値に基づき推計したものである。
　※1：国内生産量を「経済産業省生産動態統計」より、輸入量及び輸出量を「財務省貿易統計」より引用した。
　※2：国内自給率：（国内生産量＋輸出量−輸入量）÷国内生産量

〇所期の目標達成状況
　上図のとおり、所期の目標（国内自給率 100%相当）を達成している。

《租税特別措置等により達成しようとする目標（9③）に対する租税特別措置等の直接的効果》
　〇石灰石等掘採事業者のコスト低減を図る。

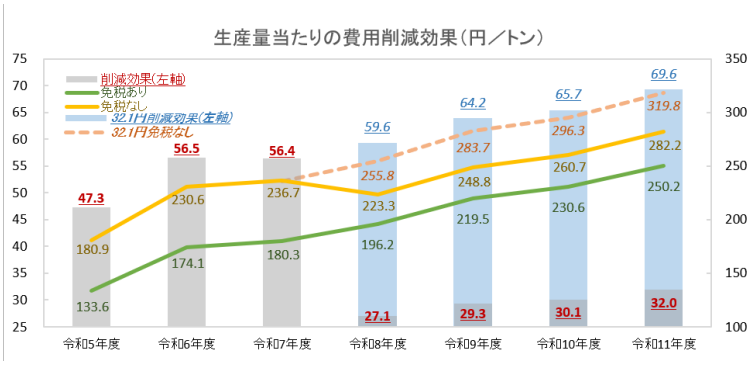

　上図によると、本措置を活用することによるコスト削減効果は、課税率が 32.1 円だった令和 7 年度はまでは 50 円程度、課税率が 15 円となった令和 8 年度以降は 30 円程度となった。
　また、燃料価格の高騰など、時間経過に伴って生じる変化を加味するために、差の差の分析によりその効果を評価したところ、税率が 32.1 円/L であった過去の直接的効果（令和 5 年度と令和 7 年度）としては 9.1 円、税率が 15 円/L となる将来の直接的効果（令和 8 年度と令和 11 年度）としては、4.9 円となった。
　以上のことより、本措置によるコスト削減効果が得られていることが確認された。
【使用したデータ（文献等の概要又は所在に関する情報を含む）】
　生産量当たりの費用削減効果（円／トン）を評価指標として、軽油引取税の課税免除措置が適用された群を「免税あり」と区分し、同措置が適用されない群を「免税なし」と区分して、それぞれの値の変化について時系列分析を行った。
　評価に供したデータは、石灰石等採掘事業者へのヒアリング調査に基づき得たものであり、令和 5 年度及び令和 6 年度については、実績値を用いて、令和 7 年度以降は、実績に基づき推計した。
　石灰石等採掘事業者の軽油使用に関する政策は本措置以外にはなく、本措置の適用（免税）の有無によって効果を評価できるため、免

				税あり区分と免税なし区分の差を直接的効果として分析した。 過去の直接的効果として、令和 5 年度と令和 7 年度のデータを対象とし、将来の直接的効果としては、令和 8 年度と令和 11 年度のデータとした。変化分については、それぞれ以下のとおり。 （過去の直接的効果） 免税なし：236.7(R7)－180.9(R5)＝55.8 免税あり：180.3(R7)－133.6(R5)＝46.7 ∴55.8－46.7＝9.1 （将来の直接的効果（推計）） 免税なし：282.2(R11)－223.3(R8)＝58.9 免税あり：250.2(R11)－196.2(R8)＝54.0 ∴58.9－54.0＝4.9
				《適用数（10①）が僅少等である場合の原因・有効性の説明》 －
		⑤	税収減を是認する理由等	石灰石等鉱物資源は、国内使用量の全てを自給し続けている数少ない資源であり、我が国の社会資本整備に用いられるセメントやコンクリート、鉄鋼等の原材料として供給されている。これまでに阪神・淡路大震災や東日本大震災等の大規模自然災害からの復旧・復興やリニア・新幹線等の重要なインフラ整備のために必要となる資源を安定的に供給するなど、国土強靱化を進めるうえで重要な役割を担っている。 石灰石等鉱物資源は重量物であり、大型化が適うディーゼルエンジンを搭載した重機を用いて生産（掘削・積込み・運搬等）している。その動力源として軽油が使用されているが、足下では、他に代替できる動力源はなく、転換することはできない。 石灰石等掘採事業者を取り巻く経営環境としては、足元の中東・ウクライナ情勢に起因したエネルギー・部素材費等の高騰といった外的要因が加わるなど、事業者の自助努力では対処しがたい厳しい状況が継続している。この中で、課税相当分を事業者が負担することになると、事業縮小のみならず、廃業を加速化しかねない。鉱山は製造業等とは異なり、一度廃業すると再開することが難しく、経営半ばで廃業すると、下流産業への影響はもとより、閉山時に必要となる緑化修復等に資金投下されず、各地で残壁崩壊等の災害発生リスクが高まるなど、国民生活を脅かすことも懸念される。 多くの産業が原材料としている石灰石等鉱物資源を将来にわたって安定的かつ継続的に確保するという政策目的を実現するには、サプライチェーンの最上流に位置する石灰石等掘採事業者の事業性が確保されることが不可欠である。そのため要件を満たせば広く適用され、採掘原価に直接寄与する軽油引取税の課税免除措置は、ほかの政策手段と比較しても有効性が高く、本措置の継続が求められる。
11	相当性	①	租税特別措置等によるべき妥当性等	補助金や低利融資といったその他の政策手段は、資金繰りの改善に一定の効果が期待されるものの、燃料費という恒常的に生じる事業コストを直接軽減するものではない。他方、軽油引取税の課税免除措置は、重機稼働に不可欠な軽油使用に対し、課税段階で簡素かつ直接的に負担を軽減できること、燃料費高騰時においても資金繰りの悪化を抑制する効果があり、広く掘採事業者が活用できることから、他の手段と比較しても妥当性が高い。

		②	他の支援措置や義務付け等との役割分担	他の支援措置との関係はない。
		③	地方公共団体が協力する相当性	石灰石等掘採事業者は、地域の基幹産業として日常生活に密着した存在となっている。地域経済をけん引していることはもとより、鉱山従事者のほとんどが地域からの採用であったり、地域の催事や公共施設のネーミングライツに参加したりと、地域活性化の役割も担っている。 石灰石等掘採事業者が事業性の悪化により、経営半ばで廃業した場合、地域産業の衰退のみならず、閉山時に必要となる緑化修復等に資金が投下されず、各地で残壁崩壊等の災害発生リスクが高くなる。地域の活気が損なわれるだけではなく、万が一、災害が発生した場合は、住民生活を脅かし、復旧に対処する地方公共団体の負担も大きくなるなど、地域に与える影響が大きくなる。このことからも地方公共団体が軽油引取税の課税免除措置に協力する相当性は高い。 なお、当事者たる複数の地方公共団体からは、「軽油引取税による歳入増よりも、足元の物価高が進行する中で、本措置の廃止により、地域の基幹産業である鉱業が経営危機に陥り、地域産業が衰退することを回避したい。そのためにも免税措置の延長・恒久化をお願いしたい。」という旨の声も届いている。
12	有識者の見解			ー
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期			前回の事前評価：令和 5 年 9 月